

## 随意契約理由書

件名	本庁舎電話機等移設業務	
契約の相手方	協和テクノロジズ株式会社 兵庫営業所	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>当該業務は、組織改正、人事異動等で発生する事務所スペースにおける電話機の移設、新設、増設、撤去業務及び電話交換室内でのジャンパー配線、電話交換機データ設定変更等を行うものである。</p> <p>既設 電話交換機システムについては、日本電気株式会社が設計、製作、設置をしているが、工事当初よりシステムの構築及びジャンパ作業やデータ入力作業等を行っているのは、「協和テクノロジズ株式会社」である。従って、当初より本システムを熟知しており、システム全体としての品質を担保できる、電話交換機データの設定変更業務については、「協和テクノロジズ株式会社」以外では、対応出来ないため上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局 庁舎管理課 庁舎管理係	(電話番号 322-5066)